

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年12月1日より、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

【医療情報取得加算】

- | | | |
|-------|------------|-----|
| ○ 初診時 | (月 1 回) | 1 点 |
| ○ 再診時 | (3 月に 1 回) | 1 点 |

※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。